

区立体育館施設の

利用時間などの制限を解除します

日頃から、区立体育施設をご利用いただきありがとうございます。
区立体育施設は、感染防止策を講じたうえで運営をしております。
国では、令和5年5月8日より新型コロナウイルス感染症を
感染症法上の5類感染症に位置付ける方針を示しており、
感染対策は個人や事業者が自主的に判断し取り組むこととなります。
このことから、令和5年5月8日(予定)で利用制限を解除します。

●解除する主な利用制限

- ・ トレーニング室の利用時間 2 時間制限
- ・ プールの利用時間 2 時間制限
- ・ 体育室やプールなどの利用人数制限
- ・ 5 月 13 日からこどもサポートプラン再開

各施設とも、特性に応じて判断し感染対策に取り組みますので、
詳細は各区立体育施設にお問い合わせください。

感染が拡大している時期などには感染対策を強化することがあります。